

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五戸町長 若宮 佳一

市町村名 (市町村コード)	五戸町 (02442)
地域名 (地域内農業集落名)	川内地区 (大森、大久木、佐野、切谷内、粒ヶ谷地、菖蒲川、上市川、北市川、池ノ堂、石呑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中央の平野部は、水田として利用されており、北側と南側の丘陵部は、畑として利用されている。ながいも、にんにく等の露地野菜栽培を経営の柱としつつ、水稻栽培を行う複合経営が主体であるが、野菜の単一経営や、野菜と葉たばこの複合経営もみられる。水稻栽培は、概ね集落単位で収穫作業受託組合が存在するが、耕起・代かき、田植え作業を受託する集落営農組織はなく、また、水稻よりも畑作物に注力したい意向の個人農家が多いことから、作付けしない水田が他の地域に比べて多い。場所によっては水田の土が柔らかく、深いため、農機具を使った作付けが難しい。他人の農地が維持管理されておらず、自分の農地に行くまで除草されていない道を通らなければいけない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の認定農業者が中心となり、新規就農者の掘り起こしをしていくほか、農地の集積・集約化を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。
また、労働力省力化のためのスマート農業の推進をはじめとした多様な取り組みを推奨しつつ、後継者の確保と農地の保全を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,339.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,339.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して貸借を進め、規模拡大や農地の集積・集約化を希望する農業者の取組を推進する。農業委員会に農地の貸借についての相談があった場合は、中間管理機構の窓口を案内するなど連携を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、粒ヶ谷地、菖蒲川地域において、農地の区画整備による大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。スマート農業の導入を促進するため、RTK基地局の設置を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
規模拡大を希望する農業法人と農地の情報を共有し、集約を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣による農畜産物被害の防止のために補助事業を実施している。農作物被害により捕獲等の希望があった場合、五戸町農林課から五戸町鳥獣被害対策実施隊員へ連絡し、罠の設置を行っている。